

広島県告示第五百九十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百七十六号）第十六条第一項の規定によって、まさば及びごまさば太平洋系群及びぶりに関する令和七管理年度における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第四項の規定によって、公表する。

令和七年六月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特定水産資源の名称	知事管理区分の名称	知事管理漁獲可能量
まさば及びごまさば太平洋系群	広島県まさば及びごまさば漁業	現行水準
ぶり	広島県ぶり漁業	一〇一、〇〇〇トンの内数